

答 申 第 7 号

鎌情・個審査第26号

平成21年 3月31日

鎌倉市長 石渡 徳一 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 若 杉 明

平成20年9月29日付け鎌開指第64号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

「昭和 58 年 5 月 31 日付 鎌倉指第 10 号の勧告書（以下「勧告書」という。）並びにそれに記載されている昭和 56 年 9 月 26 日提出された防災工事願書（以下「防災工事願書」という。）」（以下これらを「本件文書」という。）についての公開請求に対して、鎌倉市長が平成 20 年 7 月 2 日に、保存されている文書等に該当する書類が存在しないとして行った行政文書不存在決定処分は妥当である。

2 異議申立て人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が、平成 20 年 6 月 18 日付で鎌倉市情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、鎌倉市長に対し、本件文書について行った公開請求に対して、平成 20 年 7 月 2 日付鎌倉市指令開指第 9 号で異議申立人にした行政文書不存在決定処分（以下「本決定」という。）を取り消し、公開請求した本件文書の写しを交付できるように、行政文書公開決定を求める。また、本件文書が真実、現在存在しないならば、上記と同じく本決定を取り消し、行政文書が存在しない理由（最初から不存在、廃棄処分、紛失等）を明記した、新たな行政文書不存在決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 平成 20 年 7 月 2 日付行政文書不存在決定通知書（鎌倉市指令開指第 9 号）によれば、その「行政文書が存在しない理由」欄に「保存されている文書等に、該当する書類が存在しないため。」と記載され、本件文書の交付はなかった。

この表現では、最初から不存在という意味なのか、最初は存在していたが廃棄処分、紛失等で現在存在していないという意味なのか、実施機関の不存在の認識が不明瞭である。

この不存在決定通知書に限って判断すると、最初から不存在と行政が表意したものと理解した。事情の知らない第三者に、この決定通知書を示して読んでもらったところ、やはり最初から不存在との解釈をした。そう解釈するのが日本人の常識だと思う。異議申立人の抗議に対して実施機関は、現在存在しないという意味だと言うが、昔あったものが現在存在しないならば、存在しない理由を明記されないと、最初から不存在の認識なのか、過去に存在したが現在存在しないとの認識なのか判然としない。

異議申立人は、鎌倉市に対して、この行政文書不存在決定通知書に記載のある勧告書に係わる擁壁の所有者に、宅地造成等規制法の改善命令

を出すことを要求している。また、擁壁の所有者が度々代わるので、現擁壁所有者に勧告の出ていることを、文書で告知して欲しい旨、鎌倉市に要求しているが、一向にその気配がない。

昭和 58 年 5 月 31 日付で、鎌倉市長名でこの擁壁に対して、「老朽化と災害の発生する恐れ」を理由に、速やかに防災工事を行うよう、勧告が出されている。異議申立人は平成 8 年 9 月 26 日付公文書一部公開決定通知書（鎌開指収第 25 号）により、勧告書の写しの交付を受け、勧告書に記載されている防災工事願書を見たくて、行政文書公開請求に及んだ。

平成 20 年 6 月 18 日に、今回の行政文書公開請求に際し、平成 8 年 9 月 26 日付公文書一部公開決定通知書による勧告書のコピーを、開発指導課に提供している。にも拘わらず、どうにでも解釈できる曖昧な表現で、この勧告書の不存在を既成の事実化しようとしているともとれる。鎌倉市が擁壁の所有者に勧告の出ていることを告知できないことも、擁壁の所有者から勧告書の写しを求められても、交付できない事情があるからであり、そして開発指導課の不始末を隠すために異議申立人以外の事情の知らない第三者から、この勧告書の公開請求があったときには、今後この勧告書の最初からの不存在を貫こうとしたと考えられる。

また、異議申立人はこの擁壁により過去 25 年間、生命と財産の安全を脅かされている。この他人に対する勧告が存在するため、異議申立人の建物の増改築を認めないとの市長名の文書（平成 20 年 6 月 17 日付、受付番号 20-149）を貰っている。また、鎌倉市から「勧告に従って是正しようとしていることから勧告は有効である」との、市長名の文書（平成 20 年 2 月 5 日付、受付番号 19-421）を貰っている。それゆえにこの擁壁に対する勧告書等が存在しないなどと、曖昧な表現の行政文書不存在決定通知書が残ることを認めるわけにはいかない。「老朽化して災害の発生する恐れのある擁壁」であると、鎌倉市が認定し勧告書を出しておきながら、25 年間何の措置も執らず徒過し、異議申立人の生命と財産の安全を脅かし、大雨、台風、地震の度に崩落の恐怖を抱かせ、さらに建物の建築の自由を拘束した状態に置き、挙句の果て、勧告書が存在しないとは言語道断である。いかに鎌倉市の行政が市民のために働いていないかを示している。市長名で戴いた文書から判断すると、前記の勧告書と防災工事願書は存在するはずである。隠蔽することなく、速やかに写しを交付されることを請求する。真実、現在存在しないということであるならば、紛失、廃棄処分等の不存在の理由を明確に示して欲しい。

イ 勧告書と防災工事願書の実在についての認識

異議申立人は、鎌倉市長提出の行政文書不存在決定理由説明書により、異議申立人が鎌倉市に対して公開請求していた勧告書並びにそれに「勧告する措置」として記載されている防災工事願書の実在を鎌倉市長に認

識して戴けたと理解した。については真実現存しない場合は、誤解を生じない表現による、異議申立ての趣旨（1）どおりの決定を請求する。

ウ 勧告書と防災工事願書の現存についての主張

異議申立人は、鎌倉市長提出の行政文書不存決定理由説明書を直に認められない心境にある。異議申立書の「異議申立の理由」のところで陳述したとおり、勧告書と防災工事願書は現存するのではないかと思う。それは、勧告書に記載のある擁壁について、異議申立人が平成19年8月21日以後、開発指導課長、鎌倉市長に宛てて出した何通かの文書の返事に、勧告書と防災工事願書の存在を認識していなければ書けない文言があるからである。

例えば、

① 資料NO. 3について

開発指導課長の平成19年12月26日の返事の中、本文13行目以降に「ご依頼の3点目『過去25年間、擁壁の各所有者に対して鎌倉市の行った指導の記録の提示』ですが、昭和58年に宅地の安全な維持保全を図るため、勧告を出した後は、各所有者に対して口頭で行政指導を行っていたため、記録はございません。」とある。また、「『以前に出した「勧告」が現在も有効であるか。』とのお尋ねですが、勧告に従って是正しようとしていることから有効であると考えております。」とある。

勧告書には勧告の措置が明記されていることを考えると、開発指導課長は勧告書と防災工事願書の内容を確認して返事を書かれたものと思う。

もしこの時点で勧告書と防災工事願書が現存しないとすれば、開発指導課長は異議申立人を騙したことになる。すなわち勧告書と防災工事願書が現存しなければ、擁壁の所有者に対して口頭による行政指導も勧告に従った是正もできないからである。したがって勧告書と防災工事願書は現存すると思う。

② 資料NO. 4について

鎌倉市長の平成20年2月5日の返事の2枚目の中、上から5行目以降に①と同じ文言がある。これも①と同じ理由で、勧告書と防災工事願書は現存すると思う。

③ 資料NO. 5について

鎌倉市長の平成20年6月17日の返事の1枚目の中、赤線部分「この度、お問い合わせをいただきました敷地は、宅地造成等規正法の改善勧告が出された第三者が所有する擁壁に隣接しているため、・・・」とある。しかも、この文章の件は、開発指導課長ではなく建築指導課長が書いたものである。これもこの時点で勧告書と防災工事願書の存在を確認して返事を書かれたものと思われる。従って、勧告書と防災

工事願書は現存すると思う。

については、以上の事実から、勧告書と防災工事願書は現存すると思うので、異議申立ての趣旨（１）どおりの決定を請求する。

なお、参考までに申し添えると、異議申立人が開発指導課の職員に勧告書の写しのコピーを認めた日は、平成 20 年 6 月 18 日、勧告書と防災工事願書について、行政文書公開請求の申請をした日である。また、勧告書が出されて現在に至るまでの 25 年 5 ヶ月の間、勧告対象の擁壁の所有者は数人代わっている。

3 実施機関の行政文書全部非公開決定理由説明要旨

行政文書公開請求がなされた勧告書については、過去の記録及び前任者からの話、並びに、異議申立人が行政文書公開請求する際、以前（平成 8 年 9 月 19 日）に行政文書公開請求を行い、一部公開がなされている旨の話があったため、異議申立人が持参していた同書類を複写させてもらい、この書類を「公文書公開制度・個人情報保護制度 平成 8 年度運用状況報告書」と照合したところ、請求年月日、請求内容及び所管課等が一致したことから、平成 8 年 9 月 19 日の行政文書公開の請求時点では、勧告書が開発指導課に保管されていたことを確認した。

実施機関としては勧告書が以前は、間違いなく存在しており、擁壁の改修工事が完了していないことから、保存期間経過による廃棄は考えられず、本来、保存されていなければならない文書であると考えている。

さらに、防災工事願書についても、平成 8 年 9 月 19 日に異議申立人から勧告書について行政文書公開請求が行われた際、一部公開した文書（勧告書）中に、「これまで、本市において指導を行ってきた内容を遵守し、昭和 56 年 9 月 26 日提出された防災工事願書により、すみやかに防災工事を行うこととされたい。」との記述があり、昭和 56 年当時、宅地造成等規制法に基づく許可の事務を所管していた神奈川県から書類の引継ぎを受けて、勧告書と同様に保存されていなければならない文書であると考えている。

勧告書については、平成 8 年 9 月 26 日以後に、紛失若しくは誤って廃棄されたことにより、不存在となったことが公文書公開の経過から確認できるが、防災工事願書については、記録等が現存しないため、不存在となった時期及びその原因についての説明は困難な状況である。

これまでの経過等から本来、保管されていなければならない文書を紛失若しくは誤って廃棄してしまった可能性が大きいと考えざるを得ず、適正な文書管理がなされていないなかったことについて、深く反省し、今後においては、再発防止のため、適正な文書管理に取り組んでいく。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取し審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件文書について

本件文書は、「勧告書及び防災工事願書」である。

(2) 本件対象文書の保存の有無について

当審査会は、本件文書が存在しているのか否かについて実施機関及び事務局による調査結果の検討を行った。

「鎌倉市行政文書管理規則（平成14年3月 規則第20号）」は条例第28条の趣旨を踏まえ、市長が保有する行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関し必要な事項を定めている。また、未処理文書の保存については、「鎌倉市行政文書管理規程（昭和41年3月 庁達第3号）」第28条において、「常にその所在を明らかにしておかなければならない」とされている。実施機関及び事務局による調査結果からは、請求された行政文書の存在を確認することはできなかった。また、紛失若しくは誤廃棄されたものではないかとする実施機関の説明に、特段の不自然・不合理な点は認められず、本件文書を隠蔽する合理的な理由もない。また、他に本件文書が存在すると推測させる特段の事情もないことから、本件文書は紛失若しくは誤廃棄されたものと推定される。したがって、実在していない対象文書を不存在とした本決定は、やむを得ないものと言わざるを得ない。

以上のとおりであるので、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の要望

情報公開制度が適正かつ円滑に運用されるためには、行政文書が適切に管理・保存されていることが不可欠であり、それによって初めて市民の期待に応える制度として機能するものである。

そのため行政文書の紛失、保存年限に基づかない不適切な廃棄など、情報公開制度の根幹を揺るがすような行政文書の取扱いはあってはならない。

したがって本審査会からの要望として、実施機関においては、市民への説明責任を全うするという情報公開制度の趣旨が損なわれないよう、条例第28条及び鎌倉市文書管理規則の趣旨を踏まえて、行政文書の適正な管理をあらためて求めるものである。

(別紙)

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
20. 9. 29	諮問（諮問第4号）
10. 1	異議申立人に対し、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書送付
10. 15	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
10. 27	行政文書不存在決定理由説明書を受理
10. 30	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
11. 5	異議申立人から意見書提出
11. 6	実施機関に意見書（写し）送付
11. 10	審議（第15回審査会）
21. 1. 21	審議（第16回審査会） 実施機関から行政文書不存在決定理由説明の聴取 異議申立人から意見聴取
3. 9	審議（第17回審査会）
3. 31	答申